

生活相談員の業務について ～業務範囲と会議出席・計画書立案・介護請求～

生活相談員は、利用者宅に伺い介護計画書作成が代表的な業務ですが、実は、新規利用者の受け入れ・モニタリングと計画書作成・介護請求・会議出席（サービス担当者、地域ケア）・ボランティア受け入れなど、実に多岐にわたり、まさに管理者をサポートする重要な任務を課されています。しかし現場では業務の範囲があいまいにされ、外部との連絡調整に加え介護業務（食事介助、入浴介助・・・）もしなければいけないというのが実情です。

このセミナーでは、業務範囲を再確認し、各業務の詳細について（計画書作成立案、介護請求について、福祉関連法規、加算解釈等）について解説を進めていきます。また今年度から出席が努力義務とされたケア会議についても説明を進めていきます。生活相談員の業務のおさらいをしてみませんか。

| | | | |
|------|------------------------------------|----|-------------|
| 開講日時 | 【春日】（第1回目）平成29年11月21日（第2回目）11月30日 | | |
| | 【北九州】（第1回目）平成29年11月15日（第2回目）11月24日 | | |
| | 【熊本】（第1回目）平成29年11月20日（第2回目）11月27日 | | |
| 講師 | 白石 均 【福岡シティ福祉サービス代表】 | | |
| 会場 | 【春日】クローバープラザ【春日市原町3丁目1-7】 | | |
| | 【北九州】ウェルとばた【北九州市戸畑区汐井町1-6】 | | |
| | 【熊本】熊本県総合福祉センター【熊本市中央区南千反畑町3-7】 | | |
| 定員 | 各20名 | 時間 | 10:30～16:00 |
| 受講料 | 1回につき5,000円 | | |



講師略歴

社会福祉士

福岡シティ福祉サービス代表

社団法人・日本社会福祉士会会員

福岡市介護認定審査会委員

1968年6月20日 岡山県生まれ
近畿大学大学院・産業技術研究科
修了後、大手学習塾にて講師・教
務に携わる。

1998年以降13年間、ケアプラン
センターにて給付管理業務、有料
老人ホーム・デイサービスセンタ
ーにて生活相談業務、介護保険請
求業務に携わる。

2012年5月、福岡シティ福祉サー
ビス設立。介護請求代行・職員研
修を主な業務としている。

業務経験談を交えた講義はレジュ
メとともに分かりやすいと定評が
ある。

【主な実績】

- ・通所介護&リハ
- ・ケアマネジメント（日総研）執筆
- ・事業所内研修（社協） など

◆受講内容

第1回目

生活相談員とは
地域ケア会議について
生活相談員の業務範囲
サービス提供の流れ
変更時におけるサービス提供の手続
生活相談員の業務についての説明
介護保険請求について
介護計画、モニタリング
相談業務について

第2回目

各業務についての解説
説明責任（アカウンタビリティ）
コンプライアンスと法令順守
サービス担当者会議とケア介護
ケア会議出席と人員基準緩和
高齢者関連法規について；
加算解釈と算定根拠
改正軌跡からH30改正を予想する
*時間が余りましたら演習問題
(介護計画作成)を行います。

その他、今年度の改正点から通所介護に関係のある内容を解説していきます。

セミナー内容は前後する場合があります。

会場は変更する場合があります。ご了承ください。

●お申込み・お問合せ●

申込フォーム、E-Mail、お電話などでお申し込みください。

ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。



FUKUOKA CITY
WELFARE SERVICE

福岡シティ福祉サービス

～(株)東京シティ福祉サービスフランチャイズ加盟店～

〒819-0005

福岡市西区内浜 114-13 カイザー姪浜 201 Tel 092-883-9144 Fax 092-883-1142